

戸建分譲や宅地造成等の雨水流出抑制施設について

戸建分譲等で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定めます。

①浸透柵

画地面積100㎡未満については内径400mm深さ600mm(碎石H700mm×W700mm)の浸透柵を2個以上とし、100㎡を超えるものについては100㎡毎に2個以上の浸透柵を設置すること。(小数点以下四捨五入)

②浸透トレンチ

画地面積100㎡未満については内径200mm(碎石H500mm×W500mm)の浸透トレンチを2m以上とし、100㎡を超えるものについては100㎡毎に2m以上の浸透トレンチを設置すること。(小数点第2位以下四捨五入)

③放流管

放流管の直径は50mmとし、直近の道路側溝又は排水路等に接続するものとする。

④建築面積以外の空地

当該空地は雨水が浸透できるよう未舗装とするか、浸透性舗装とする。

◎計算例

(1)浸透柵

・画地面積100㎡ごとに2個を設置する。

$$\boxed{\text{画地面積}} \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 個} = \boxed{\text{ }} \text{ 個} \quad \therefore \boxed{\text{ }} \text{ 個}$$

※小数点以下四捨五入

(2)浸透トレンチ

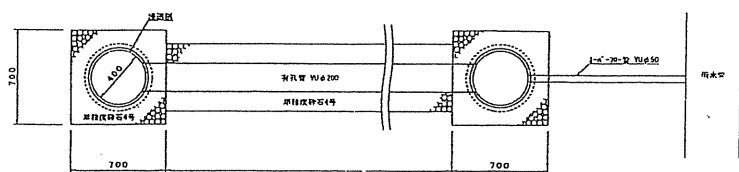
・画地面積100㎡ごとに2mを設置する。

$$\boxed{\text{画地面積}} \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 \times 2 \text{ m} = \boxed{\text{ }} \text{ m} \quad \therefore \boxed{\text{ }} \text{ m}$$

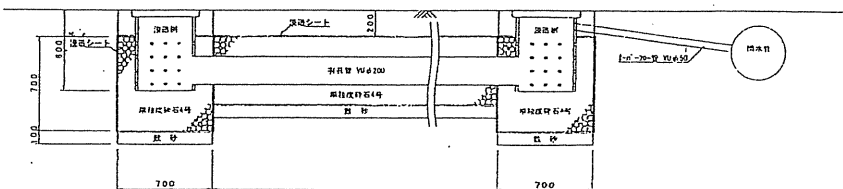
※小数点第2位以下四捨五入

※開発完了検査時は、上記全数量を対象とする。(水路整備要請は、雨水各図に記載すること。)

平面図



断面図



トレンチ断面図

